

田原市・風力発電施設運転差止請求事件（名古屋地判豊橋支部平成27年4月22日，LEX/DB 文献番号 25506227（判例集未掲載））

——公益性の高い民間事業と受忍限度との関係を考える
被告が設置，運転する風力発電施設から発生する騒音により受忍限度を超える精神的苦痛ないし生活妨害を被っているとはいえないとして，原告が請求する人格権に基づく風力発電施設の差止請求および損害賠償請求が認容されなかった事例。

神 山 智 美

田原市・風力発電施設運転差止請求事件（名古屋地判豊橋支部平成27年4月22日、LEX/DB 文献番号25506227（判例集未掲載））

——公益性の高い民間事業と受忍限度との関係を考える
被告が設置、運転する風力発電施設から発生する騒音により受忍限度を超える精神的苦痛ないし生活妨害を被っているとはいえないとして、原告が請求する人格権に基づく風力発電施設の差止請求および損害賠償請求が認容されなかった事例。

神 山 智 美

キーワード：風力発電、騒音、低周波音、環境基準、人格権、静穏権、受忍限度、差止、損害賠償、公益性

1. 事案の概要

原告Xは、愛知県田原市内a町（以下「本件地区」という。）において、被告Y（東京に本社を置く風力発電事業等を目的とする会社）が設置、運転する風力発電施設（以下「本件風力発電施設」という。）から350メートル離れたところに居住する住民である。本件は、Xが、同施設の風車（以下「本件風車」という。）から発生する騒音により受忍限度を超える精神的苦痛ないし生活妨害を被っているとして、Yに対し、人格権に基づき、同施設の運転差止めを求めるとともに、不法行為に基づき、上記精神的苦痛に対する慰謝料500万円の損害賠償等の支払いを求めた事案である。

A. 前提

渥美半島に位置する田原市¹は、北は三河湾、南は太平洋、西は伊良湖水道

1 田原市は企業誘致も積極的に進めている。同市のホームページには、「全国都市のサステナブル調査1位／全国809市・区(快適に過ごせる都市ナンバーワン)※出典「日経グローバル」(日本経済新聞社産業地域研究所)2011年10月17日発表」との記述がある。<http://tahara-industry.idct.org/>（最終閲覧2015年9月14日）

に面し、蔵王山や大山を要する豊かな自然と温暖な気候に恵まれた地である。また、「風まつり」や、お互いの風糸を切りあう「けんか風」でも知られるほど、日本有数の風の強い地域でもある。同市ではこうした特色を生かして、日本の自然エネルギー導入を牽引すべく風力発電事業が展開されている。

原告Xは、平成8年ころに、本件地区が自然豊かで静穏な環境であることに魅力を感じ、かかる良好な環境を求めて一家で転居してきた。X宅は、本件風力発電施設の北東約350mの位置にある。本件地区内で、本件風車の北側にある民家はX宅を含め2軒ほどしかなく、大半の民家は、同施設の南方を東西に走る国道42号線の周辺にある。

イ. 経過

同施設設置は本件地区が誘致したものであり、Yによる事前説明会および見学会の開催、ならびに本件地区住民との間での設置場所についての協議を重ね、現在の場所に設置することが決定されたものである（詳細は表1を参照のこと）。また、Yも事業計画書（以下「本件事業計画書」という。）を田原市に提出しており、そこには350メートル離れた民家においては、騒音レベルは45dB（デシベル）以下となる記述がある。（X居住地では、環境基準の騒音レベルは昼間55dB以下、夜間が45dB以下と定められている。（表2）²⁾。

以上をもって、田原市は平成17年4月に、Yに対し、本件風力発電施設に係る事業を推進することについて異存はない旨を通知した。よって、Yは同市内に平成19年1月から風力発電施設（単機定格出力1500kW）を設置し、運転している。なお、Yは、平成27年11月に開催した住民説明会において住民にアンケートを実施しており、当時Xは事業開始に賛成と回答していた。

本件風力発電施設の運転開始後程なくして、Yは、Xから風車騒音のせいで頭痛がしたり、夜間の就寝が妨げられたりしている等の苦情を受けるようになった。そこでYは、平成19年2月以降複数回にわたり騒音測定を実施した。

2 「騒音に係る環境基準について」（平成10年（1998年）9月30日環境庁告示64号）第1の1から引用。

さらに、風車発電機への吸音機の取り付けおよびX宅に複層ガラスや二重サッシに取り替える等の騒音防止措置を講じ、ならびにX一家の避難先として同県豊橋市内にアパートを借り上げた。

Xは、その後、三度にわたり、田原市環境衛生部環境衛生課に風車騒音に関する苦情を申し入れ、その都度、本件担当者（以下「市担当者」という。）は、X宅に赴いて騒音測定を行ったが、問題となるような騒音は認められなかった。Yは「公的機関（愛知県環境調査センター）」による騒音測定の結果によっても風車騒音は環境基準を下回っていることを確認できたことをもって、これ以上の対策を必要なしと判断し、Xに対する上記アパートの提供を取りやめた。

なお、平成24年11月27日には、X、Yおよび市担当者の3者による騒音問題の解決に向けた話し合いも実施されたが決裂している。そのなかで、騒音測定の結果によって風車から好ましくない音がでていることが確認されており、事業計画に沿って45dB以下となるよう改善してほしいとの発言が同課担当者から被告に向けてなされた。しかしながら、その発言は、平成25年10月10日に撤回されている。事業計画に記された数値は環境基準であり、Yは事業計画を逸脱していないというのが理由である。

よって、Xは平成25年8月に本件風車運転停止の仮処分申請をしたが、名古屋地裁豊橋支部は、同年10月、騒音について受忍限度を超えると評価できない等として申請を却下した。それゆえ、平成26年3月、本件が提訴されるに至った。

表 1：経過

年 月	事 案
平成16年ころ	本件地区からの誘致を受けて本件風力発電施設設置計画がもちあがった。
平成16年7月	Yは、本件地区の住民を対象とした事前説明会を開催した。同地区住民36人が出席した。 Yが本件地区の住民（総世帯数55）に賛否のアンケートをとったところ、賛成21、どちらともいえない19、反対15の結果であった。
平成16年8月	Yは、本件風車と同規格の風車の見学会（静岡市中島浄化センター）を実施した。同地区住民27人が出席した。
平成17年4月	Yと本件地区の住民との協議が重ねられ、同施設を現在の場所に設置することが決定された。その後、本件地区総代から、Yが本件風力施設設置後に本件地区にて発生が懸念される騒音等の諸問題に誠実に対処することを条件として、Yに承諾書が渡された。 Yは、田原市に対して、本件風力発電施設に係る本件事業計画書を提出した。本件事業計画書には、本件風車から350メートル離れたX宅では、騒音レベルは45dBとなるので騒音問題は発生しない旨の記述がある。 田原市は、Yに対し、本件風力発電施設に係る事業を推進することに依存はない旨通知した。 Yは、住民説明会を実施した。
平成17年11月	Yが本件地区の住民にアンケートをとったところ、反対3（Xは賛成と回答した）の結果であった。その後、Yは反対と回答した住民と個別に折衝を重ね、その了承を得た。
平成19年1月	本件風力発電施設が完成した。 本件風力発電施設が運転を開始した。 Yは、Xから、本件風車騒音のせいで頭痛がしたり、夜間の就寝が妨げられたりしている等の苦情を受けるようになった。
平成19年2月	Yは、東海ジオテック株式会社に依頼して本件風車騒音の騒音測定を実施した。
平成19年2月 ～4月	Yは、X一家が夜間に避難するホテルの宿泊費用を負担した。
平成19年6月 ～10月	Yは、X一家の避難先として、愛知県豊橋市内のアパート一室を借り上げて提供した。
平成19年6月 ～7月	エヌエス環境株式会社、中部電力による騒音測定が実施された。
平成19年8月	愛知県環境調査センターによる環境測定が実施された。

	<p>Xは、その後3回にわたり田原市環境衛生部環境衛生かに苦情を申し入れ、その都度市担当者により騒音の簡易測定が行われたが、いずれも問題になる数値ではなかった。</p> <p>Xは、これまで環境省や資源エネルギー庁に10回以上苦情の電話をしている。</p>
平成19年10月	<p>公的機関（愛知県環境調査センター）による環境測定によって問題のないことが確認されたため、Yは、Xに対する上記アパートの提供を取りやめた。</p> <p>Xは、その後の事故の負担で上記アパートを賃借し、本件風車騒音がうるさいと感じる夜間は同所に避難する生活を送っている。</p>
平成19年2月 ～10月	<p>Yは、①吸音材を設置、②ナセルの廃棄口をふさぐ、③X宅に複層ガラスや二重サッシに取り替える騒音防止措置を講じた。（①②によって騒音レベルに大きな変化は無かった。③による効果は見込まれる（窓を閉めた場合に窓の種類により30dB-25dBとなる）。）</p>
平成19年12月	<p>愛知県環境調査センターによる2回目の騒音測定が行われた。</p>
平成20年2月	<p>田原市役所において、環境部環境衛生課等の主催による騒音測定結果に関する説明会が行われ、X、Yおよび本件地区役員等が出席した。Xが「環境基準を超えていること」について市担当者に尋ねたところ「環境基準は好ましいという基準」「事業者が改善を願っている」「これ以上は司法の判断を仰ぐしかない」という旨回答を得た。</p>
平成22年1月	<p>Yによる騒音測定を実施した。</p>
平成24年6月	<p>田原市環境衛生部環境衛生課による騒音測定を実施した。</p>
平成24年11月	<p>田原市役所にてX、Yおよび市担当者の三者により騒音問題への話し合いを実施した。市担当者は、Yに、「これまで行われた騒音測定の結果から、本件風車から好ましくない音がでていと考えられるので、事業計画に沿って、45dB以下となるよう改善してほしい」旨の発言をした。</p> <p>Yは、「年間を通してみれば45dBを超えていないと考えている」と回答するも、市担当者は「事業計画から逸脱している」との判断を示した。</p>
平成25年10月	<p>市担当者の発言に対し、Yが改めて照会すると、「市としては本件事業計画書に記載されている騒音の数値は環境基準であると理解しており、Yが事業計画を逸脱しているとは考えていないので、市担当者の当該発言は撤回する。」と回答した。</p>

表 2：騒音に係る環境基準：環境基本法（平成 5 年法律 91 号）16 条 1 項に則る

地域の種類	基準値	
	昼間	夜間
A A（療養施設等）	50dB 以下	40dB 以下
A および B （A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域）	55dB 以下	45dB 以下
C（商業・工業）	60dB 以下	50dB 以下

2. 判例の要旨

棄却

争点 1：本件風車騒音が原告の受忍限度を超える違法な人格権侵害に当たるかについて

（1）受忍限度について

「環境基準は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めたものであって、人の健康を保護等するための最低基準としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい行政上の政策目標としてその確保を図ろうとするものであり、騒音対策に係る科学的、技術的な知見に基づき策定された合理的な基準であることが明らかであるところ、前記（略）で認定したとおり、X 宅の屋外に到達する本件風車騒音の騒音レベルは、吸音材設置前を含めても、平均すると、おおむね 44dB 程度であって、上記のような意義を有する環境基準の基準値（昼間 55dB 以下、夜間 45dB 以下）を下回っているものと認めることができる。」

「X は、本件風車騒音の騒音レベルは高いときには、昼夜にかかわらず、50dB 以上に達し、環境基準の基準値を超えている旨主張するが、等価騒音レベルで見れば、そのような事実はなく、（中略）たとえ騒音レベルが一時的に環境基準の基準値を上回ることがあったとしても、それが直ちに受忍限度超過を意味するものではないというべきである。」

「X宅の屋内（窓閉鎖時）に到達する本件風車騒音の騒音レベルは、前記のとおり、吸音材設置前を含めても、平均すると、おおむね 29dB 程度であり（中略）それなりに静かな環境ないし状態であると評価することができ、これを日常生活や睡眠を妨げるような程度の騒音とは見ることができない。」

（2）低周波音、振幅変調音や純音といった不快な成分について

ア. 低周波音について

「Xが主張する本件風車騒音による騒音被害の原因として低周波音が影響している可能性は低いと考えられる」。

イ. 振幅変調音について

「本件風車騒音が、他の風車騒音と同様、不快成分である振幅変調音を含むものであるとしても、そのことを受忍限度超過の有無の判断に当たり具体的にどのように考慮すべきであるというのかは、Xの主張においても明らかにされていないといわざるを得ない。」

「そもそも我が国では、風車騒音が振幅変調音を含むことについて何らかのペナルティを考慮するという考え方は現在のところ採用されていない上に、前記（略）のとおり、諸外国においてもそれは同様である。」

ウ. 純音について

「X宅に到達する本件風車騒音に受忍限度の判断に影響を及ぼす程度の純音成分が含まれているとは認めることができない。」

「そもそも我が国では、風車騒音に純音成分が含まれている場合に何らかのペナルティを考慮するという考え方は現在のところ採用されていない（中略）上に、前記（略）のとおり、諸外国においても、風車騒音に係るガイドライン等において純音性騒音に対するペナルティを考慮する扱いをしているか否かはまちまちである。」

（3）静穏権について

「本件風車騒音は、本件地区が静穏な農村地帯であることを考慮しても、住宅の屋外に到達する騒音としては、それほど大きな音ではないと見ることができ

きるし、Xが本件地区に転居してきた目的等は、Xの主観的事情にすぎないから、Xの上記主張は採用することができない。」

「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン（以下「田原市ガイドライン」または「ガイドライン」という。）の上記距離規制は、環境省の環境影響評価に関する検討会報告書によると、大規模風力発電施設に対する近隣住民からの騒音苦情の発生率が、風力発電施設からの距離が600 m以上になると比較的低くなるとされているところ、今後、同市においても出力3000kWの大規模風力発電施設の新設が見込まれること等から、そうした状況下で住宅等と風力発電施設との間に保つことが望ましい距離として定められたものであり、Xが主張するように、近隣の住宅等の静穏な住環境を保持するために最低限必要な距離などといった趣旨で定められたものとは認めることができない。」

（４）小活

「以上の諸事情を総合的に考察すると、X宅に到達する本件風車騒音が、一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものであるとはいうことができず、Xが請求する本件風力発電施設の運転差止め及び損害賠償（吸音材設置前の稼働に対する請求を含む。）を認容すべき違法な人格権侵害に当たるものと認めることはできない。」

争点2：損害額について

Xの損害賠償請求には理由がない。

3. 評釈

結論および、理由に一部反対する。

本件は、原告はX一人であり、ともするといわゆるクレイマー（不当要求者）³ 訴訟かと思われるところ、Xが苦慮および対処してきた経過を検証するとそうともいえないと思われる。他方、被告企業であるYおよび市担当者も、Xに対

3 ここで、クレイマー（不当要求者）とは、企業・法人が提供する商品やサービスについて、不当・過大な要求や嫌がらせを繰り返す人のことを指すものとする。

して誠実に対処してきた経過がうかがえる。すなわち、元来エネルギー産業は公益性が高く、いみじくも時代の趨勢として「自然エネルギー」の利用が推奨されているといえる。こうした概して「好ましい」とされる産業施設の立地および運転に関して、本件は当該風力発電施設が近隣に設置されることになってしまった「感覚が鋭く感受性の高い住民」の一人が、騒音被害を訴えた事案である。よって、風車騒音がXの受忍限度を超える違法な人格権侵害に当たるかについて、重要な論点を紹介しながら以下に検討する。

従来から騒音公害訴訟としては、①ペットの鳴き声騒音、②隣家のエアコン騒音、③カラオケ騒音、④工場騒音、⑤マンション建設工事騒音、⑥鉄道騒音、⑦新幹線騒音（訴訟当時は日本国有鉄道が運営）、⑧地下鉄工事、⑨空港基地騒音、⑩空港騒音、⑪道路騒音等があるところ、民間の事業に対する訴訟は①から⑥であり、公益性が確認される事業に対する訴訟は⑥から⑪であるといえる。本件は、民間の事業でありながらも自然資源の活用によるエネルギー供給という高い公益性が確認される事業であるといえ、今後は同種のものとしてリニア新幹線建設による騒音等が想定される。受忍限度についてより深く検討するために、これらの中でも代表的なものおよびdB（ホン、(A)ともいう。）等の計測値を用いて裁判所が判断をした判例等をまとめたものが以下である（表3）。

表3：騒音訴訟

種類	判決日	書誌	事件名	原告・被告	結果	理由
① ペットの鳴き声騒音	浦和地判平成7年6月30日	判タ904号188頁	損害賠償請求事件	原告は原告の後住・被告は原告隣接土地在住で闘犬の飼い主	闘犬の吠え声による騒音被害について慰謝料請求を一部認容	防音設備と称して設置した工作物による日照等の妨害。
	東京地判平成7年2月1日	判時1536号66頁	損害賠償請求事件	道路を挟んだ隣人：被告はビレニアンマウンテンドッグおよび紀州犬を飼育していた	飼い犬の鳴き声による騒音被害について慰謝料および、財産的損害を一部認容	受忍限度を超えるか否かは被侵害利益の性質、被害の程度、加害行為の態様、地域性、当事者間交渉経緯等の総合判断である。
② 隣家のエアコン騒音	東京地判昭和63年4月25日	判時1274号49頁	騒音防止等請求事件	隣人・被告は境界に冷暖房機および、強制換気装置等を設置	騒音侵入の差止め、防音施設設置等が必要	夜間および境界は環境基準値40dB ⁴ を超えてはならないが、継続して超えていた。
③ カラオケ騒音	名古屋地判平成6年8月5日	判時1532号96頁	カラオケ装置使用禁止等仮処分命令申立事件	隣人・被告はカラオケボックスの営業者	人格権等に基づき当該行為の差止請求を認容	40dB ⁵ を超える騒音を、隣に居住する者の敷地内に進入させることは、受忍限度を超える被害となる。

4 公害対策基本法9条に基づく環境基準の第1「環境基準」において、当時の「主として住居の用に供される地域」における夜間の騒音の基準値は40dBであった。

5 愛知県においては、愛知県公害防止条例および同条例施行規則が制定がされており、当該条例の第48条1項は、「飲食店営業その他の営業であって規則で定めるものを営む者は、規則で定める基準を超える騒音を発生させてはならない。」と規定し、許容限度として、第一種住居専用地域、第二種住居専用地域および住居地域においては40dBと規定している。カラオケボックス等飲食店営業については、深夜（午後11時から翌日の午前6時まで）においては、カラオケ装置などの音響機器を使用または使用させてはならないことを定めている。

④ 工場騒音	仙台高判 平成5年 12月20日	判時1523号 86頁	損害賠償 請求控訴 事件	隣人・被告は製 材工場	損害賠償請求を 一部認用	屋内における騒音レ ベル55dBを基準と する受忍限度を超え たことがあったこと が明らかであり、受 忍限度を超え違法。
	大阪地判 昭和62年 4月17日	判時1268号 80頁	損害賠償 請求事件	隣人・被告は菓 子工場	差止請求および 損害賠償請求を 認容	朝(午前6時から同8 時)50dB、昼間(午 前8時から午後6時) 55dB夜(午後6時 から翌日の午前6時 まで)45dB ⁶ を超える 騒音については、受 忍限度を超えた。人 格権に基づき差止請 求可能。
⑤ マンション 建設工事騒音	東京地判 平成9年 11月18日	判タ974号 168頁	損害賠償 請求事件	隣人(原告は深 夜タクシー営業 の運転手)・マ ンション建設業 者	損害賠償請求を 一部認容	午前8時ころから夕 刻まで概ね60dB程 度の騒音を常時発生 させ、一時間に数 回程度は80dBを超 え、稀には90dBに 至ることもあった。 受忍限度を超えた。
⑥ 鉄道騒音	東京地判 平成22年 8月31日	判時2088号 10頁、判タ 1333号49頁	小田急線 騒音差 止・損害 賠償請求 訴訟第一 審判決	在来鉄道の沿線 住民・鉄道事業 者	騒音差止請求を 棄却、損害の賠 償請求を一部認 容	7時から22時までで 65dB、22時から7時 までで60dBのい ずれかを超える屋外騒 音に曝露されている 原告らの被害は、一 般社会生活上、受 忍限度を超えるもの であると認め、被告 によって違法な利益 侵害を受けたと考 えるのが相当である とし、請求を一部認 容。差止請求は、小 田急線の公共性に言 及して棄却。

6 大阪府公害防止条例施行規則第7条別表第7に定める騒音規制値による。

⑦新幹線騒音	名古屋地判 昭和55年 9月11日	判時976号 40頁, 判タ 428号86頁	東海道新 幹線騒 音・振動 差止・損 害賠償訴 訟第一審 判決	原告は名古屋市 内東海道新幹線 軌道区間にお ける沿線住民・被 告は日本国有鉄 道	公共性を考慮し 受忍限度内とし て違法性を否 定, 騒音・振動 の発生と国賠法 2条1項の適用	騒音80dB位以上と いう過度の曝露は継 続している。本件差 止を認めることによ る被告の損害および 社会的損失は重い。 差止との関係では違 法性は肯認しがた い。
⑧地下鉄工事	大阪地判 平成元年 8月7日	判時1326号 18頁, 判 タ711号131 頁, 判自 67号24頁	大阪市営 地下鉄二 号線工事 損害賠償 事件第一 審判決	原告は地下鉄工 事現場から水平 距離3mないし 30mの範囲に 居住する者等・ 被告は大阪市お よび建設会社	受忍限度を超え るものがあると して住民の慰藉 料請求を一部認 用	室内の限界値として の騒音50dBないし 55dBを超えるもの があり, 健康被害を 招来したといわざ るを得ない。いかに緊 急の公共的事業とは いえ受忍限度を超え た違法なものといわ ざるを得ない。
⑨空軍基地訴訟	福岡高判 平成22年 7月29日	判時2091号 162頁, 判 タ1365号 174頁等	普天間米 軍基地爆 音差止等 請求控訴 事件	原告は普天間米 軍基地周辺住 民・被告は国	差止請求を棄 却, 損害賠償請 求を一部認容	アメリカ合衆国軍隊 が使用する航空機の 離着陸等の差止めを 請求することができ ない。過去の損害賠 償について, その一 部が認容された。航 空機騒音に低周波音 が含まれることによ り周辺住民の精神的 苦痛が増大させられ ている。危険への接 近の法理を適用すべ きではない特段の事 情がある。

⑨ 空港基地訴訟	金沢地判 平成14年 3月6日	判時499号 39頁	小松基地 騒音公害 第三次、 第四次訴 訟代一審 判決	原告は小松基地 周辺に居住する 住民・被告は国	受忍限度を超え る被害が生じて おり、損害賠償 請求を一部認 用、ただし将来 の差止について は不適法、差止 請求を棄却	受忍限度の具体的 な基準（コンタ区分） を設け航空機騒音に 係る環境基準が採 用したW値 ⁷ を採用 し、慰謝料額を算定 した。本件飛行場は 国防政策上重要なも のであるが、周辺住 民の負担と犠牲の上 に成り立っているこ とにも配慮した。
	東京高判 平成11年 7月23日	訟月47卷3 号381頁	厚木基地 騒音公害 第二次訴 訟控訴審 判決	原告（控訴人・ 被控訴人）は厚 木基地周辺住 民・被告（控訴 人・被控訴人） は国	W値が80以上 の地域につき受 忍限度を超えた ものであるとし て、過去の損 害賠償請求を一 部認容、差止請 求を棄却	国に対する米軍機 の離着陸等の差止請求 は、第三者の行為の 差止めを請求するも のであるから、主張 自体失当として棄却 であり、民事上の請 求としては不適法。 免責法理としての危 険への接近の法理を 適用して危険への接 近法理により減額。 将来の損害賠償請求 は却下。

7 W値（加重等価平均感覚騒音レベル）の算定の仕方は、『航空機騒音評価指標の変更について騒防法（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号））政省令改正Q&A』平成25年1月、国土交通省・航空局、5頁に拠れば以下の通りである。

$$WECPNL = \overline{dB(A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

$\overline{dB(A)}$ ：1日に測定した全ての騒音の最大値を足し合わせ、発生回数で割ったもの

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

$$\left(\begin{array}{ll} N_1 : 0 \sim 7 \text{時の騒音回数} & N_2 : 7 \sim 19 \text{時の騒音発生回数} \\ N_3 : 19 \sim 22 \text{時の騒音回数} & N_4 : 22 \sim 24 \text{時の騒音発生回数} \end{array} \right)$$

⑨ 空港基地訴訟	最一判 平成5年 2月25日	判時1456 号32頁， 訟月40卷3 号423頁， 裁時1094号 1頁，判タ 816号113 頁，民集 167号下219 頁等	厚木基地 騒音公害 訴訟第一 次審判決	原告（上告人）は厚木基地周辺住民・被告（被上告人）は国	差止請求を棄却，損害賠償請求を破棄差戻	差止請求は民事上の請求としては不適法。将来の損害賠償請求は却下。単に右飛行場の使用および，供用が高度の公共性を有するということから被害が受忍限度の範囲内にあるとした原審の判断には，不法行為における侵害行為の違法性に関する法理の解釈適用を誤った違法がある。
⑩ 空港騒音	最大判 昭和56年 12月16日	判時1025号 39頁，裁時 824号1頁， 訟月28卷7 号1273頁， 判タ455 号171頁， ジュリ761 号152頁， 法時54卷2 号43頁，民 集134号309 頁等	大阪国際 空港公害 訴訟上告 審判決	原告（被上告人）は大阪国際空港の離着陸経路のほぼ直下に当たる地域に居住する住民・被告は国	差止請求を棄却，損害賠償請求を破棄差戻	民事上の請求として国営空港には国の航空行政権が及ぶため空港の供用について差止めを求める訴えは，不適法である。過去の損害は特別の犠牲により成り立つものであり，国家賠償法第2条の適用が認められる。原審が危険への接近法理を適用しなかったのは違法。将来の損害賠償請求は却下。
⑪ 道路騒音等	最一判 平成10年 7月16日	訟月45卷6 号1055頁	紀宝バイ パス道路 建設工事 等差止請 求上告事 件	原告はバイパス沿線に居住し又は土地を所有する者・被告は国	差止請求を棄却，損害賠償請求棄却，騒音被害についての原審の事実認定を，原判決挙示の証拠に照らし首肯することができる	受忍限度を超える被害はない。国の行う公共事業が第三者に対する関係において違法な権利侵害ないし法益侵害となるかどうかを判断するに当たっては，侵害行為の態様と侵害の程度，被侵害利益の性質と内容，侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか，被害の防止に関して採り得る措置の有無およびその内容，効果等の事情をも考慮し，これらを総合的に考察して決すべきものである。

①道路騒音等	最二判 平成7年 7月7日	判時1544号 18頁，訟月 43巻12号 3169頁， 判時1544号 18頁，裁 時1150号9 頁，判夕 892号124 頁，民集 176号133頁 等	国道43号 線訴訟上 告審判決	原告は国道43号 線の周辺住民・ 被告は国およ び、阪神高速道 路公団	差止請求を棄 却，損害賠償請 求を一部認容	本件道路が地域住民 の日常生活の維持存 続に不可欠とまでは いうことのできない いわゆる幹線道路で あって，住民の被害 は社会生活上受忍す べき限度を超え，右 道路の設置又は管理 には瑕疵があるとい うべきである。受忍 限度を超える被害を 受けた者とそうでな い者とを識別するた めの基準の設定に違 法はない。将来の損 害賠償請求は却下。
--------	---------------------	--	-----------------------	---	-----------------------------	---

**争点1：本件風車騒音が原告の受忍限度を超える違法な人格権侵害に当たるか
について**

(1) 受忍限度について

ア. 環境基準について

騒音に関する基準としては，環境基本法16条の一般的な環境基準（注2および表2参照）が適用され，当初昭和46年（1971年）に定められたが，平成11年（1999年）4月1日から新基準が施行されている。地域と時間帯により，40から60dBの範囲で基準値が定められているが，一定の道路に関しては，別の基準と特例が定められている。他方，この基準は，「航空機騒音，鉄道騒音および建設作業騒音」には適用しないものとされている。鉄道（新幹線）については「新幹線鉄道騒音の環境基準」（昭和50年環境庁告示46号）が，航空機については「航空機騒音の環境基準」（昭和48年環境庁告示154号）があるが，建設作業についての環境基準はない。

そもそも環境基準とは，公害対策基本法（昭和42年法律132号）9条によれば，「人の健康を保護し，及び生活環境を保全するうえで維持されることが望まし

い基準」であり、行政上の政策目標であるとされてきた⁸。それは、環境基本法16条に引き継がれた。環境基準は、最大許容限度を顕すものではない⁹。人の健康を保護するための最低限度ではなく、それよりも進んだところを行政上の目標として、その確保を図るという性質がある¹⁰。

こうした環境基準の（裁）判例の中でのあらわれ方にはいくつかある¹¹。副次的・实际的機能については、大塚直教授（早稲田大学）¹²によれば、「事業者が環境影響評価を行う際によるべき事実上の基準」、「民事上の損害賠償や差止に関する判例上、加害行為の違法性（受忍限度）を判断する要素」とされてきており、道路騒音の環境基準も損害賠償の受忍限度として用いられた（表3①道路騒音等の国道43号線訴訟上告審判決，最二判平成7年7月7日，判時1544号18頁）と総括されている。ただし、「望ましい基準」であるからこそ、高度の値を設定してきたことも事実であり、判例の立場との齟齬も生じさせてきた。こうした環境基準に関する「ねじれ」が、平成10年（1998年）9月30日環境庁告示64号発出という特に幹線道路に面する地域の環境基準の相当な緩和にまでつながったという指摘もある¹³。

それゆえに環境基準のなかでも騒音環境基準というものは、現代社会が高度に産業化されるに対応して緩和改定されてきているといえ¹⁴、もはや決して高度の値ではなく、新基準が適用された平成11年度4月以降には実質的には最大許容限度といえるものといえるのではないかと考えられる。

8 蔵田直躬・橋本道夫（1967）『公害対策基本法の解説』新日本法規出版株式会社，153-159頁。

9 最大許容限度という基準設定としなかった所以は、その限度まで汚染することもやむを得ないとせざるをえなくなることを避けるためでもある。

10 環境省総合環境政策局総務課編著（2002）『環境基本法の解説（改訂版）』ぎょうせい，193-201頁。

11 神山智美（2015）「判例にあらわれた環境基本法：環境基本法が果たしうる役割の検討のために」地域生活学研究6，1-10頁。

12 大塚直（2010）『環境法（第3版）』有斐閣，325頁。

13 表3①道路騒音等の国道43号線訴訟上告審判決（最二判平成7年7月7日，判時1544号18頁）では、旧基準に則り、昼間の受忍限度を65dBとする判断も下された。

14 表3②隣家のエアコン騒音の東京地判昭和63年4月25日の事案および注4を参照のこと。

本件においては、裁判所は、測定結果により、屋外でおおむね44dB、屋内で29dB程度であり、環境基準値（昼間55dB以下、夜間45dB以下）を下回っているとも認めた。さらに、一時的に騒音レベルが超過していることに関しては、超過の程度はわずかであり、環境基準の意義、性質に鑑みると、たとえ騒音レベルが一時的に環境基準の基準値を上回っていることがあったとしても、それが直ちに受忍限度超過を意味するものではないと判断した。

環境基準は行政上の政策目標であるという本来の意義および性質に鑑みると、確かに一時的な騒音レベルの超過を問題とするのは妥当ではない。しかしながら、本来は高度の値であるべきところ、騒音環境基準値は実質的には最大許容限度ともいえる数値であるということを踏まえるならば、Xのように感覚が鋭く感受性の高い人にとっては現行の騒音環境基準値そのものが人格権を無視した数値ともいえ、個別具体的な検討および考察が求められるのではなかろうか。なお、中電技術コンサルタント株式会社は、環境省請負業務として、本件検討調査業務を実施し、平成25年3月に「平成24年度風力発電施設の騒音・低周波音に関する検討調査業務報告書」を作成した。そこでは、事業者が風力発電施設を設置する際に、騒音、低周波音による影響を要望するため「最低守るべき目標値として推奨する値」として、35dBとの目標値を提案している。この目標値に関して裁判所は、全く科学的根拠を欠くとは断じられないものの、WHOガイドラインを参考にして定められたものであり、同ガイドライン（屋外45dB以下）や、現行の環境基準と比較しても相当厳しいものであるとして一蹴している。しかしながら、本来の環境基準、すなわち、人の健康を保護するための最低限度ではなく、それよりも進んだところを行政上の政策目標として設定する数値としてはこういう数値こそがあるべき姿として望ましいのではないかと考えさせられる。

イ. 民間事業と公益性のある事業の違いについて

表3によれば、繰り返しになるが、①ペットの鳴き声騒音、②隣家のエアコン騒音、③カラオケ騒音、④工場騒音、⑤マンション建設工事騒音、⑥鉄道騒音、

⑦新幹線騒音（当時は日本国有鉄道が運営）、⑧地下鉄工事、⑨空港基地騒音、⑩空港騒音、⑪道路騒音等があるところ、民間の事業に対しての訴訟は①から⑥であり、公益性が確認される事業は⑥から⑪（公の事業に対しての訴訟は⑦から⑪）であるといえる。よって、民間の事業で公益性が確認されるものに⑥があるといえる。

①から⑤の民事訴訟においては、環境基準は、加害行為の違法性（受忍限度）を判断する要素として運用されており、環境基準を超える騒音の侵入については損害賠償のみならず差止も認容されている。

しかしながら、⑥に関しては、精緻に原告の各居室における騒音値を測定した上で、差止請求に関しては、鉄道事業は公共性のきわめて大きい有用な行為であることを鑑み、さらに、鉄道会社により一定の騒音提言対策が採られていることにも考慮して、受忍すべき限度を超えているとはいえないとして認容しなかった。それに対し損害賠償に関しては「受忍限度を超える被害を受けている原告らが暴露されていた騒音の騒音レベル、被害の内容、被告による騒音低減対策の内容とその効果等、本件記録に現れた一切の事情」を考慮して、1か月当たり三千円と決定した。（ただし、鉄道沿線の建物に勤務していたにすぎず、睡眠妨害が生じたことを重視する必要のない被告に生じた損害に対する賠償額は、1か月当たり千八百円とした。）

他方、⑦から⑪の訴訟についても、基本的には環境基準が適用されている（適用除外の事業にはその事業における基準が適用されている）といえる。加えて、当該事業が発揮する公益性、および事業を行わないことによって生じる社会的損失、ならびに当該事業と原告との関係（原告の受益）等も勘案して判断している。すなわち、違法性（受忍限度）は総合的に考察して決すべきものであるとされている。よって、差止請求は認容されがたいものの、公益性発揮のために何らかの補償（補填）を行わないと社会全体の公平性が保てないような公の犠牲が特定の個人に生じた場合には、この特別な犠牲を払わされている部分については、違法性あり（受忍限度を超えた）と判断して損害賠償においてバラ

ンスをとっているという現実的対応がなされている。

例として、⑪道路騒音等の最二判平成7年7月7日については、本件道路が地域住民の日常生活の維持持続に不可欠とまではいうことのできないいわゆる幹線道路であって、住民がその公益性を十分に享受しているともいえず、そのために周辺住民のみがその被害を受けることを参酌している。

このように民間の事業（①から⑥）か公益性のある事業（⑥から⑪）かでは、判断方法が異なることが確認できる。なかでも、⑥のように民間の事業であり公益性のあるものにあつてはその公益性の有無が判断に大いに参酌されるところ、本件も民間の事業であるにもかかわらず公益性が確認できる事業に該当する。奇しくも「平均値」においては環境基準を上回っていないという事実認定がなされたため、裁判所が本件をどのような性質の事業と位置づけているかに関しての明確な言及はなかったが、一時的に騒音レベルが超過していることに関してまでも、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討等の総合考慮ではなく、超過の程度、環境基準の意義及び性質等のみを鑑みて判断をしている点からは、民間の事業として判断していると思われる要素が確認できる¹⁵。もしも平均値がいくばくかでも環境基準を上回っていたと判断された場合には、民間の事業か公益性がある事業かのどちらの判断方法によるのかがより明確に判別できることになり、大いに関心を抱くところである。

ひいては、筆者は、裁判所がその判断においてX宅屋外および屋内の窓閉鎖時の「平均値」を用いていることに疑念を感じている。というのも、平均値では超過していないということは、「風速の速いときには、本件風車稼働時の平均にも匹敵する騒音レベルになる」、つまり夜間に風速が速ければ（風速約3～9 m/s）48dBほどになり、これは環境基準を超えていることを是認しているといえるからである。しかしながら、その点に関しては他の民間事業の事案

15 ただし、騒音レベルの超過の程度が大きくはないため、正確な判断は出来かねる。

のように厳格には解しておらず、裁判所は、事業の公益性または風力発電事業の性質をいくばくか勘案しているとも思われる。

(2) 低周波音，振幅変調音および純音といった不快な成分について

低周波音，振幅変調音および純音については，科学的知見が十分ではなく，よって規制もなされておらず，それは諸外国においても同様であるということをもって，裁判所は，本件においては，これらの成分が騒音被害を構成していることおよび受忍限度の判断に影響を及ぼす程度の成分が含まれていると判断することを避けている。

これは現段階の科学的知見および社会的条件整備を踏まえたものといえ，本件に関しては妥当な結論であるといわざるを得ない。しかしながら，何らかの健康影響が確認されはじめている現況を踏まえるならば，今後もこの状況のままではよいとはいえず，よって，今後の一層の科学的知見の進展を望む。なかでも，低周波音については⑨空港基地訴訟である福岡高判平成22年7月29日においても，航空機騒音に低周波音が含まれることにより周辺住民の精神的苦痛が増大させられていると判示されており，すでにかかなりの科学的知見の蓄積も確認できる。したがって，従来，多くの物質（アスベストやフロン等）が後になってその危険性を指摘され，予防的対策が遅れたことにより被害を拡大させたという経験を踏まえて，遅くなりすぎないうちの規制値および公的なガイドラインの設定を望む。

(3) 静穏権について

Xは，本件風車騒音の受忍限度の判断に当たっては，本件地区が自然豊かで静穏な環境であったこと，およびX一家がかかる良好な環境を求めて転居してきたことが考慮されるべきであると主張した。しかし，こうした静穏権（既得の静寂権）の主張について，裁判所は，本件地区が静穏な農村地帯であることを考慮しても，住宅の屋外に到達する騒音としては，それほど大きな音ではないとみることが出来るし，Xが本件地区に転居してきた目的等は，Xの主観的事情に過ぎないからXの主張は採用することが出来ないと判断した。

しかしながら、静穏権の権利性に関しての検討については他日を期すしかないとしても、Yには本件風力施設を設置するに当たり、環境基本法8条に則り、事業者として住民の健康の保護および生活環境の保全に配慮する義務があるといえる。とすれば、生活環境の保全のためには住民の意向、特に本件地区に転居してきた住民の志向などについて検討すべき予見義務というものが存在すると考えられるのではなかろうか。予見義務の存在することが結果回避義務の前提になり、今後は特に転居してきた住民の意向調査を含めた事前調査が求められるといえよう。

他方、XはYによる事前アンケートにおいて、本件風力発電施設の設置に「賛成」の意向を示していた。しかしながらXは、裁判においては、本件風車と同規格の風車の見学会（静岡市中島浄化センター）は実施されたが、実際に設置された本件風車とは同じ機種 of 風車ではなく、見学会でうけた説明とは実際の騒音量が異なっていたとも主張した。これらを踏まえると、Xが風力発電の仕組みについて正確に理解する努力をしていたかには疑問が残る¹⁶。そもそも「発電機」、「増速機」についての基本的な理解が十分ではないからこそ「賛成」の意向を示したのではないとも考えられるのである。さらに、Xは平成8年に田原市に転居してきているが、風が強くウインド・ファームが立ち並ぶ田原市が静穏な環境だと思っていたのかにも疑問が残る。田原市は風の強い地域であり、田原風力発電所という名称で2004年3月に1基は愛知万国博覧会の会場外施設として先行営業を開始しており、2005年3月には11基が田原臨界風力発電所として営業運転を開始している¹⁷からである。

16 田原リサイクルセンター風力発電所のホームページには、「風力で風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こすのが、風力発電のおおまかな仕組みです。」と図表入りで説明されている。<http://www.city.tahara.aichi.jp/section/kankyoyou/recyclecenter/shikumi/shikumi.html> (2015年9月17日最終閲覧)。

17 各風力発電所データ 田原臨界風力発電所 <http://www.jpowers.co.jp/wind/win00600.html>(2015年9月17日最終閲覧)。

(4) 小活

騒音被害は感覚的なものであり、それのみでは病気とはいえず、健康への顕著な影響も顕在化させにくい¹⁸。すなわち、基準をどこで設定するかに係る問題ともいえる。概して平均人における基準を設定して適用せざるをえず、感覚が鋭く感受性の高い人をなおざりにせざるを得ない状況ではある。前述の通り、騒音環境基準は平成11年から相当な緩和がなされており、既に最大許容限度といえる数値になっているとも考えられる。とすれば、今後は、何をもって健康被害とみなし、生活環境の保全がなされていないと判断するかの基準、すなわち、身体的被害に至らない程度 of 生活妨害と身体的被害に至る生活妨害との区分の基準についての科学的検討を、より丁寧に行う必要があると考える。まずもっては、感覚が鋭く感受性の高い人への疫学的検証、ならびに低周波音、振幅変調音および純音に関する科学的知見の進展および蓄積の充実が必須であろう。

なお、環境影響評価法（平成9年法律81号）が2011年に改正され、対象事業に交付金事業も追加された（2条）¹⁹。それをうけて、2011年11月、環境影響評価法施行令が改正され、風力発電事業の環境影響評価法対象事業への追加がなされた。対象事業規模は、第1種事業：1万kW（第2種事業：7,500kW）とされた²⁰。この基準に則れば、本件風力発電施設は対象外となる。しかしながら、このような問題が発生していることから、「人々が影響を懸念する事業」には規模の大小を問わず、簡易アセス等を導入していく必要があると思われる²¹。

その他の論点として、ここでは以下の2点について、簡単に触れることにす

18 本件では診断書に関する記述が見つからないが、医師の医学的な専門的知見も加えて判断されるべきであると考え。

19 大塚 直（2010）前掲11）277頁。

20 風力発電事業の環境影響評価法対象事業への追加について http://www.env.go.jp/policy/assess/5-5advice/advice_h24_1/mat_1_3-2.pdf（2015年10月27日最終閲覧）。

21 原科幸彦「経済教室 環境『簡易アセス』導入急げ」日本経済新聞2015年9月23日。

る。1点目は、差止請求および損害賠償請求を認容すべき基準についてである。本件において裁判所は、X宅に到達する本件風車騒音が、一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものであるとはいえないことを理由として、Xが請求する本件風力発電施設の運転差止めおよび損害賠償（吸音材設置前の稼動に対する請求を含む。）を認容すべき違法な人格権侵害を認めることはできないと判決した。表3によれば、④工場騒音の大阪地判昭和62年4月17日においては、菓子工場操業への抽象的差止請求を認めた（積極的に騒音防止工事を行った場合の費用額についても検討を行った上で結論を導いている）。しかし、民間の事業であっても⑥鉄道騒音の東京地判平成22年8月31日においては、⑩道路騒音等の最二判平成7年7月7日に基づき、「鉄道騒音を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求がされた場合に同請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにつき考慮すべき要素は、人格権に基づく同騒音の差止めの請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにつき考慮すべき要素とほぼ共通するが、金銭による賠償か、一定限度以上の騒音が及ぶことの差止めかという請求内容の相違に対応して、違法性の判断において各要素の重要性をどの程度のものとして考慮するかには、おのずから相違があるから、違法性の有無の判断に差異が生じることがあり得る」と判断し、損害賠償請求は一部認容しつつも差止請求は棄却した。⑩道路騒音等の最二判平成7年7月7日の第一審判決神戸地判昭和61年7月17日（判時1203号1頁等）²²も、これについては消極的に解している。よって、公益性ある事業に関しては、当該事業の公益性を考慮し、差止めの判断基準は、損害賠償の場合よりも高い基準に設定されてい

22 差止請求につき、本件道路の公共性を考慮し、本件道路の供用行為は、いまだこれを差止めるべき程度の侵害行為であるとはいえず、また、不適法な訴えとして却下を免れないとする一方で、損害賠償請求につき、一律請求の方法が採られている本件では、客観的・合理的基準を設定し、その基準の枠内において共通する最低限度の侵害の程度について受忍限度の判断を行うことも許されるとし、騒音による睡眠、会話、精神に対する影響並びに排ガスによる精神に対する影響につき、少なくとも本件道路からの距離が20メートル以内の範囲のうち、その居住地の全部又は一部がその範囲内にある者との関係においては、違法なものであり、本件道路の設置管理には瑕疵があるとして、被告らの損害賠償責任を認めた事例。

ることが確認される。

2点目は、将来の損害賠償についてである。これを認容した下級審判決大阪地判昭和62年3月26日(判時1246号116頁)があったものの、現在の裁判例は、将来の損害賠償は認容されないという判断で落ち着いている。とりわけ、⑧空港基地訴訟、⑨空港訴訟に関しては、横田基地騒音公害第三次訴訟や第四次厚木基地訴訟等のように、時系列にその時々原告によって順次、過去の損害の賠償を求める訴訟が提起されている。原告は転居をするものであるから、その時々で原告集団を形成して訴訟という形で損害賠償を求めることには一定の合理性が見出せると筆者は考えている。

争点2：損害額について

裁判所は、Xの損害賠償請求には理由がないと判示した。さらに、平成24年に定められた田原市ガイドラインにおいては、住宅等と風力発電施設等の距離が、地上と風車の最高点との長さの3倍以上、ただし、その距離が600mに満たないときは、600m以上であることを要することが定められている。しかしながら、田原市ガイドラインの定める数値は、今後より大規模な(3000kWの)風力発電施設等が設置されることを見越してのものであるし、そもそも本件風力発電施設は田原市ガイドラインの施行前に建設されたものであるとして、裁判所は、本件においてはこのガイドラインの適用はないと判断している。

しかしながら、一時的にでも騒音レベルが環境基準を超過している場合があることおよび環境基準が平成11年度4月以降には実質的には最大許容限度になっていると考えられることからすれば、後に設置された当該風力発電施設によってXのみが「受忍」(公益性を発揮させるための「特別の犠牲」)を強いられ続けることには疑問を感じざるを得ない。また、本件風車からの距離が350mしか離れていないという事実をみれば、本件風力発電施設からX宅まで距離は、大変「近い」といわざるを得ず、健康の保護および生活環境の保全に関しての科学的知見が集積されようやく定められた田原市ガイドラインを全く勧業

しなくともよいということにはならないと考えられるのではなからうか。むしろ経過措置をとりつつ段階的にガイドラインを適応させていくべきであり、民間の事業であっても高い公益性を発揮する事業ゆえの「損失補償」というべき損害賠償を検討する余地もあるのではなからうか。

4. 結びに代えて

本件においては、Xは決していわゆるクレイマー（不当要求者）といわれる存在ではなく、Yも誠実に対応してきた経緯がみて取れる。その対応が実らず、このような訴訟となり、騒音数値の計測およびその認定によってXの損害賠償請求は退けられ、X自身の費用負担で転居をしないかぎりには、本件風車からの距離が350 mしか離れていない地に住み続けるという結果になった。しかし、Yは私企業だからこそ、公にはとれない本件風力発電事業をスムーズに遂行するための現実的な対応も可能であったのではなからうか。すなわち、騒音環境基準は行政上の政策目標の一つに過ぎない。よって、民間企業は、別途、慰籍料補償または損失補償をすることで、訴訟という交渉コストをかけざるを得ないほどに問題が大きくなることを防ぐことが可能と考えられるからであり、これは訴訟経済上および交渉コスト上の今後の検討課題であろうと思われる。

さらに、本件風力発電事業は、民間の事業でありながら、公益性の高い事業である。このように民間が経営する公益性が高い事業としては、他に各種在来鉄道事業、リニア新幹線事業、新エネルギー事業（再生可能エネルギー事業または自然エネルギー事業）等がある。ただし、新幹線騒音訴訟が提起された当時は、事業者は日本国有鉄道（日本国）であったことから、このような事業から生じる騒音に係る損害賠償責任等について判示した訴訟は未だに多くは存在していない。以上のように本件は、今後想定されるリニア新幹線建設による騒音問題や新エネルギー事業による生活妨害に関する訴訟についても、民間の事業でありながら、その発揮する公益性の高さ、差止めによる社会的損失の大きさおよび想定される被害の甚大さを勘案するに際して、いくつかの論点を提示

してくれる先例として意義付けられると考える。

加えて、風力発電事業に関しては、風（風力）を法的にどのようなものとして構成するののかという議論がある。筆者はこの議論は風（風力）の公益性を検討する上で重要であると考えており、現状においては K.K.DuVivier (Associate Professor and Director of the Environmental & Natural Resources Law Program, University of Denver Sturm College of Law) の唱えるようにミネラル (minerals: 例として石油, 鉱物, 温泉等) の類として構成する²³ことで、土地所有者や周辺住民との関わり、採集（採掘）権および社会への公益性発揮の観点を整理すべきであると考えている。この課題に関しては他日を期する所存である。

謝辞

本稿は第 160 回富山行政法研究会における拙報告を基にしている。末筆ながら、会の皆様からいただいたご示唆に感謝申し上げます。

提出年月日：2015 年 10 月 2 日

23 K.K.DuVivier, *Animal, Vegetable, Mineral—Wind? The Served Wind Power Rights Conundrum*, 49 WASHBURN L.J.69, 71(2009-2010).

『富山大学紀要.富大経済論集』第 61 卷第 2 号正誤表

頁	行	誤	正
116(190)	21	結論および, 理由に一部反対する。	結論および理由に一部反対する。